

J H F 理事会議事録

日 時： 2019年5月9日(木) 13:00~17:00

場 所： J H F 事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 大沢 豊 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊

小林秀彰 殿塚裕紀 増田憲治 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

欠席【理事】 金井 誠

（出席理事8名（スカイプ参加2名：小林、増田）今理事会は定足数を満たし成立した）

内田会長：理事会を始める前に、今回はオブザーバーとして教員・スクール事業委員会の北野委員長がご出席してくれています。委員会関係だけでなく他の議題にも同席を可能か多数決で表明してください。

（異議なしで多数決により同席）

4. 審議事項

審議事項4-1 2018年度事業報告について

安田副会長より事業報告の概要説明、内田会長より収支の現状、委員会活動報告等についての説明があった。審議、確認、修正後2018年度事業報告として議決した。6月総会にて正会員へ報告し、内閣府へ提出します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-2 2018年度決算について

内田会長より決算（収入、支出計算書）についての説明があり審議した。監事から監査報告があった後、議決が行われた。6月総会に事業報告と共に正会員へ報告（貸借対照表及び損益計算書については総会にて決議）し、内閣府へ提出します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-3 通常総会議事・議案について

総会の議案について議決し、5月14日に正会員宛にメール添付にて総会資料を送信しました。

小林副会長：神奈川県連から総会への上程案が出ていました。5-2の協議事項になっていますが議案にするか話し合う必要がある。

内田会長：岩村監事からは、技能証規程は理事会決議事項なので総会での決議はそぐわないとのこと。

小林副会長：正会員がどう考えているか意見を出してもらにしても、決議をするのは理事会です。

市川理事：神奈川県連からの上程案については他3県連が賛同していますので本来は協議事項ではなく審議事項にすべきです。2010年に公益社団法人になる前は、総会に上程する議案については事前に理事会が承認をしたものをあげる規定でした。神奈川県連から出ても理事会で総会議題に出さないとすれば出しません。ただ、現在の公益社団法人になってからの定款にはその一文がありません。公益社団法人を決めている法律（一般法）37条にあるように総会の議決は理事会で決めるとなっています。神奈川県連の上程案を総会の議案にするかどうかを決めないといけない。理事会でタンドム技能証の変更を決めますが、総会に出た場合はどちらが優先されるかを公益法人協会に確認します。また技能証規程については、理事会で決めるという条文がありません。

小林副会長：JHFにおける規定の作成管理要領の中に「規程」はJHF運営規約により理事会決議を経て規定されたもの」ですので理事会決議です。

議長（大沢理事）：神奈川県連の上程案について、総会でどう扱うかを審議事項とします。

内田会長：協議事項5-2について別途審議することとして4-3号議案は一度議決していただきたい。

議長（大沢理事）：4-3号議案について、ここに出ている総会議案について審議します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-4 上級タンドム技能証規程の改正について

小林副会長から上級タンドム技能証規程の改正について説明があり、教員・スクール事業委員会の北野委員長から補足説明があった。

北野委員長：朝霧で第1回上級タンドム検定会を開催した際に、検定で見るべきポイントが違っていたので項目の○、◎を変えます。ライズアップのところは、基本はフロントで、風が強い時はリバースでも可としました。フライト準備の事前講習、検定項目については省き、◎を重視します。

殿塚理事：案の12、13についてはどちらも必要かと勘違いがあるかもしれないので「ライズアップ」1項目として（風速4m/sの時はフロント、4m/sの時はリバースも可）としたらいかがでしょうか？

北野委員長：分かりました。その後の番号はずれます。今の番号の24、25のローリングと360度旋回については朝霧では検定科目ではありませんでしたが、実際に検定会を開催した上で急遽追加しました。

小林副会長：技能証規程改正が承認されればタンドム教本作成に入ります。

内田会長：タンドム技能証規程改定になるので明日から公表となりますが、正会員からの上程案も内容は技能証規程の改訂です。この理事会の決議からではなく、いつから発行かご意見ください。

安田副会長：今日議決したので直ちに発行です。

小林副会長：神奈川県連上程案の意見を聞いてからだと委員会の動きが取れません。今回の改訂は即日です。

議長（大沢理事）：今回の上級タンドム技能証規程案に一部訂正を含めた規程で賛成の挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-5 JHF会計処理規程の改正について

市川理事：3月理事会で協議後に制度委員会に諮問し答申が来ました。内閣府の立ち入り検査で、会長に権限が集中している指摘があり、経理についても「会計責任者」を置くことが主旨です。細かい修正を委員会が出してくれましたので承認お願いします。会計責任者については6月で役員が決まるので、その時に決めていただければよいと思います。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-6 2019ハンググライディング日本選手権日程延長について

議長（大沢理事）：2019年のハンググライディング日本選手権については9月20日～23日に茨城県足尾山エリア開催で既に承認を得ていますが、パラグライディング日本選手権が不成立であったこともあり、成立の可能性も考えて19日からとし4日間ではなく5日間に増やして欲しい。エントリー費も変えます。内田会長：事務局からの手続きはどこまで進んでいるのですか？

事務局 桜井：既にJAA承認が出てCIVL申請も済んでいるので、申請料の追加振込をして変更依頼をJAA、CIVLへ出すこととなります。

議長（大沢理事）：ではハンググライディング日本選手権の日程を1日早めて5日間にすることで決議します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

5. 協議事項

協議5-1 公印規程改正について

内閣府立ち入り検査の際に公印管理規程を改定するよう指摘を受け、市川理事より改正案について説明（「会長」→「公印管理責任者」（担当役員）→「公印取扱担当者」（事務局長）となる）があり制度委員会へ諮問します。

協議5-2 神奈川県連からの総会上程案について

小林副会長：総会で意見書を添えて報告でよい。

安田副会長：協議事項として取り上げればよい。上級タンDEMについては決まったばかりの新しい制度なので正会員の意見を聞いて、臨機応変に変えていけばよい。

市川理事：総会の審議事項として出すべき。4県連から出ているので定款上決議事項になると思います。決議事項にするかどうかは理事会で決議します。

安田副会長：総会での扱い方を決めて、理事会でどうするかを決めましょう。総会決議事項にすると、そこで規程が決まると誤解されます。規程は総会では決められません。

市川理事：総会では決議事項ではなく協議事項としてしか出さないと理事会で決めるのでしたら、それについて理事会審議にしましょう。

岩村監事：一般法の43条では目的事項を請求することは出来ると書いてあるだけですが、出たのであれば総会で取り上げることになると思います。

安田副会長：総会で出し意見を聞きたいと思っていますが、報告事項でよい。総会で規程を変える権限はないので決議は出来ないことと、総会で出た意見は今後考慮していくという説明を付け断るべきです。

内田会長：この上程案について47正会員の意見に委ねるのは責任放棄です。理事会でこの内容を論破した上で総会の意見を聞くのはよい。上級タンドムを変える時、去年の事故があったから作ったのではなく、それまで何年か話をして来た上で出した結論が規程です。規程を変えるのであればどれだけのバックボーンがあったかを考えるべきです。前回決めた健康診断書にしても私だけ反対しました。今になってたくさん反論が出て来ています。理事会の9人が決めたことですが、無責任な理事会をやって欲しくない。委員会が決めたことを覆すことになります。

小林副会長：定款による総会の事項は、正会員の除名、理事及び監事の選任又は解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、定款の変更、解散及び残余財産の処分、その他総会で決議するものとしては、法令又はこの定款で定められた事項です。技能証規程の改定については当てはまる項目がないと判断します。上程案の請求は出来ませんが、総会の権限では見当たらない。

市川理事：その他総会で決議するものとして、法令または定款で定められた事項。その2項として、異議を総会の目的として請求出来るというところになります。定款に基づいて理事会で審議をしないといけない。

小林副会長：法律で定められている決議事項では30条、55条、63条、70条、77条、89条、105条、109条、113条、141条、146条、147条、148条、150条、247条です。

市川理事：公益法人協会の相談員と話したら、理事会で決めなさいとのことでした。

岩村監事：今調べたところだと、一切の事項について決議を出来るとなっています。但し、理事会設置法人については、法に規定する事項、定款で定められた事項に限り出来るとなっています。理事会設置している限りは決められた事項以外は総会決議は出来ません。

殿塚理事：監事のお話では、あくまでも経営権は理事会にあり、大きな判断は正会員から求めることは出来るけど運営は違いますよね。

安田副会長：総会で議題に出すことは出来ませんが規程なので決議は出来ないのです。

内田会長：47正会員の中には理事会で検討している以上の法律的知識とその場での法律的取扱いが出来る人がいません。

議長（大沢理事）：とりあえずは総会で出して意見を聞きましょう。

安田副会長：出しても本来は委員会、理事会が専門的に検討することなので、最終的な決議まで取るのは相応しくありません。その説明はしないとイケません。

殿塚理事：あくまでも法令と定款については総会にかけられますが、それ以外は違うと思います。

市川理事：30分の1以上の正会員によって目的事項を請求出来るのです。

安田副会長：数が当てはまればどのようなことでも提案出来る訳ではありません。

芦川理事：30分の1以上の上程が来ても総会で決める内容ではないのですよね。

岩村監事：定款で定められた事項に技能証規程が入るかどうかの解釈をどうするかです。

教員・スクール事業委員 北野委員長：これだけ解釈が割れる条文なので、技能証規程を決める目的は何かと言うと、タンドムはこのままだともっと死亡者や傷害が出ます。安全にするために委員会が何年もかけて議論をしてようやく形にしたものです。それを条文の解釈によって覆す可能性があるということです。

小林副会長：法律及び定款に照らし合わせると、4県から出たご要望に関しては総会事項には出来ません。但し、理事会の中で審議をしました。その結果、ご要望には対応出来ませんが、今後の審議において一部対応出来ることもあるかも知れませんということはいかがですか？

議長（大沢理事）：そういう場を総会で設けるか、報告事項に入れるか。

岩村監事：報告事項にしても総会の資料として配るのは反対です。

議長（大沢理事）：抜粋のところだけにしますか？

内田会長：中身に触れるのではなく、理事会の意見を出せばよいと思っています。

殿塚理事：小林副会長の意見を元に、昨年同様、総会終了後に議事録外として意見を聞く形ではいかがでしょうか。案だけを抜粋しても使って欲しくない文言が議事録に残ってしまいます。

市川理事：私はこのまま総会の目的事項に入れて決議した方がよいと思います。

安田副会長：決議事項案か総会終了後に話し合うか。総会に出すのであれば報告事項、決議事項しかないので決議するかは当日の運用です。議論する場は作るべきです。

議長（大沢理事）：こういう上程案が出たという報告ではいかがですか？

内田会長：法律上の解釈を検証していたのですが、理事会としてこの上程案をどうするか決を採るべきで、厳密に法律を見た時に対象になるかは、ここにいる詳しい人でも解釈が違う。理事会結論としては除外してよいと思っています。理事会の見解で上程案を精査した、上程案はJHF定款で定める総会への目的事項に合致しないと理事会が判断しました。よって上程案として取り上げませんという結論を公表するのが最終で、そこに至るための理事会の手続きとしては、上程案なので1度審議事項にして、どう扱うかを議事録に残す。これは上程案にならない賛否をとって見解書を作って公表する。神奈川県連は法律について考えて出して来たのか、他の3県が賛成をした時に定款に照らして合致するから認めると言って来たのかは違うので、理事会の見解を多数決で出せばよいと思います。

芦川理事：「協議事項5-2神奈川県連からの総会上程案について」を審議事項4-7とすることを提案します。

議長（大沢理事）：では、審議事項とすることで採決します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、小林、殿塚、増田、安田

審議事項4-7 神奈川県ハング・パラグライディング連盟からの総会上程案について

殿塚理事：まずは目的事項に値するかどうか。

市川理事：総会の目的・決議事項にすべきです。

芦川理事：上程する内容ではなく総会として扱うべきではないので、それを上程して来た正会員へ説明する。理事会議事録で議論の内容を出すことでよいと思います。

安田副会長：定款上は30分の1の賛成があれば決議案を出せるとはなっていますが、それはありとあらゆる提案が出来るものではありません。根本的に関わることであれば出来るかもしれませんが、細かい技能証規程までは総会でやるべきではありません。JHFの制度全体は細かいところは理事会で決めるとなっています。

市川理事：定款の規定に基づいて総会の決議事項とするかどうかを決めてください。私は定款に書いてあるとおりの解釈です。

小林副会長：規程は理事会に与えられた権限で決めるもので、総会で決めることではありません。その細かいところまでを総会が口を出してしまうと理事会、委員会の組織も無視されてしまう。

市川理事：総会に出て来る正会員がこの会を運営する最高の責任者達です。その内の30分の1の思いつきではない、これを変えてくれと言って来ているので私はその意を汲むべきです。

内田会長：出すかどうかを決めるのではなく、市川さんの案以外を出してください。

岩村監事：解釈の違いなのですよ。

内田会長：2項には1項以外のことは追求出来るとはどこにも書いてありません。

殿塚理事：法的措置においてそうなっていて、JHF定款がそれを超えた解釈をする必要はなく、定款を拡大解釈すると今後大変だと思います。一般的にそれでよいとなっていて、それ以上のことは書いていないの

に今回一度拡大解釈をすることによって同じようなことが出て来ると思います。定款の中では値しないと思っています。

安田副会長：今後の対応も含めて決議することになりますね。

岩村監事：法律的には定款に書いてあること以外はしません。定款の総会・権限に書かれている2項の「前項」というのは1～7項の内容なので30分の1が出たから目的とするかどうかの意味ではないと思います。解釈論は微妙なので、これは理事会の皆さんの決議で出してください。

議長（大沢理事）：「1）正会員の提案権を認め無条件で総会の目的事項とする」「2）上程案として定款と法に書かれた条件を満たさないため目的事項とならない」どちらかで決議します。

1）に賛成 1（市川）、 2）に賛成 6（芦川、内田、小林、殿塚、増田、安田）

採決の結果、2）上程案については目的事項とならない

議長（大沢理事）：上程案については目的事項にはしないのですが、取扱についてご意見をお願いします。

安田副会長：今回の総会は選挙もあり時間がないので総会を出来るだけ早く終了させて、その後の意見交換会の場でこれを出すことがよい。

市川理事：今週中に総会資料を発送しますが、議題に出ていないと問い合わせがあるので対応を考えてください。

安田副会長：提案者と賛同者に回答書を作ります。上程案は用意して総会が終わった時に配りましょう。

協議5-3 教員・スクール事業委員会からの意見書

・ 上級タンDEM技能証申請に際しての健康診断書の様式について

小林副会長：健康診断書について、精神病、てんかん、薬物等は医者でも判断出来ないこともあり、健康診断書の様式を理事会で再考をお願いします。教員更新講習会制度については、今回上級タンDEM検定をした際の教員のレベルが低過ぎ、飛べない人を指導者にするのは問題がないかという委員会の意見です。

教員・スクール事業委員会 北野委員長：健康診断書ですが、初回の検定会にあたり出せる人には出してもらいましたが、病院へ行ったところすぐ出してくれる方、どこに行っても出してもらえない方がいました。てんかんについては脳波を取らないと判定出来ない、薬物について正式に調べるのであれば、ドーピングテスト並のことをしないといけない、それを調べるには高額になります。個人的には街の病院が簡単に2,300円を出してくれました。それで意味があるのか。通常健康診断書でも認めてもらいたい、航空健康検査をしている方には重複して出さなくても代用して欲しい。様式については類するものであればよいと思います。

内田会長：根本的な意見は現在の様式の項目そのものを緩和して欲しいということですか？

北野委員長：様式で、聴力、言語、四肢関節運動機能については、実技検定で検定員が判断できます。減らして欲しいのは精神病、てんかん、薬物の項目です。

内田会長：技能証規程上は健康診断書の様式については書いていませんし、運用上の問題なので、様式は決めていません。

北野委員長：指定した様式で健康診断書を提出と書いてあります。

内田会長：理事会の決議として中身については決めていませんので理事会で決議しません。委員会からの意見に従って理事会で審議すべきですが発案者の金井理事が欠席なので、委員会からの意見書について細則を変えて決められた様式ではなくするか。

北野委員長：技能証規程の中に指定した様式となっていますので理事会への意見書にしました。

内田会長：では次の理事会で検討します。

小林副会長：上級タンデムを取れないという人もいると思うので、次の理事会ではなく早目に決めて欲しい。

殿塚理事：指定した様式があるので、この場では概ね協議して賛成と思われましたので、様式を精査して文書理事会で決定するのが一番早いと思います。

北野委員長：指定した様式は複数定義しておけばよいと思います。

安田副会長：指定した様式とは、視力、血圧、脳検査、心電図検査を含んでいること。

小林副会長：では様式を作って文書理事会に出します。

・教員更新講習会制度の改正について

北野委員長：上級タンデム検定会を開催して驚いたのは、実技が低いレベルの教員が多かった。教員の更新講習は講習を受けるだけで合否がありません。受ければ3年有効で資質に疑問があっても検定員は不合格に出来ない。

内田会長：講習会で保留の例はありました。

北野委員長：ルール上にはありません。教員については新人教員が合格するレベルでなければ続けられないようにしないとイケないと思います。実技を見せられない人が教えてよいのか。更新する毎に学科も実技も受け直す制度を検討していきたい。教員の更新講習会は都道府県連盟主催となっていますが、来年度以降はJHF主催として委員会がコントロールしたい。基準がバラバラであることと、都道府県連盟主催だと実際に検定して落とすのは難しいと思います。

安田副会長：来年4月から大丈夫かの心配はありますが。

北野委員長：事業計画に「教員の資質向上のための支援」を追加しました。この事業を委員会は力を入れてやります。教員検定会の集合学科検定や上級タンデム検定会で危機感を持ちました。

安田副会長：JHF主催になると実際に検定員が全国に行くということですね？

北野委員長：教員検定員の更新も来春に控えていますので、いずれ近い内に検討します。一昨年検定員の講習会に出たのですが、実技がないのでビデオ提出でしたが低いレベルで合格していました。

芦川理事：レベル向上は必須項目なのでよろしくお願いします。

協議5-4 公式立会人について

小林副会長：公式日本記録の認定をするためには公式立会人が必要なのですが、日本人では認定出来ない状況です。希望が出ていますので制度委員会に諮問をしてJAAと調整をしてよい方向にしたいと思います。

内田会長：希望はどういう希望ですか？

小林副会長：公式立会人になりたい人がいます。

内田会長：国内記録についてはJAAはやる気がない。JHFとしての国内記録をJAAにも記録として認めてもらうのは長い道のりだと思います。公式立会人を研究して作りたいと言っていますが、JAAの公式立会人規定を添付していますがどういう意味で出したのですか？

小林副会長：参考資料です。

内田会長：JAAから権限委譲を受けると全責任がJHFに来ます。今は国際技能記章の権限を持っています。飛行記録については公式立会人が必要になるのですが、どういう基準で選定、認定し、それを国際航空連盟に認めさせるかはJAAを頼りません。JAAでやってくださいというのであれば別ですが、バッヂの制度と同時にJHFで作りにくいと出来ない。そういうことを認識した上で金と時間をかけるということですね？ 日本の中で出来ないことを日本の中で作ることは意味があるのか。

小林副会長：何もしないよりは動き始めた方がよいと思います。

殿塚理事：公式立会人を作るにあたっては多額の費用と言われていますが、いくらくらいなのですか？

内田会長：海外に研修に行って、FAIでスポーティングライセンスを認識してもらうのが最低限必要です。

小林副会長：制度がどうなっているか制度委員会に諮問したいのですが。

殿塚理事：とりあえずどうなっているかを調べましょう。

内田会長：JAAとの関係については注意していただきたい。

6. 報告事項について 下記が報告された。

6-1 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

金井 誠 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

増田憲治 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子